

記者提供資料
2026年(令和8年)3月10日
総務局総合安全対策室 地域防災担当課長：水野 TEL:078-918-5069(内線2428)

## 「災害時におけるムービングハウス活用に関する協定」を締結します

明石市内に大規模災害等が発生した際、本市に派遣される他自治体等からの応援職員の宿舎としてムービングハウスを設置し、応援職員の活動環境を確保するとともに、より迅速な災害対応を実現するため、一般社団法人日本ムービングハウス協会と「災害時におけるムービングハウス活用に関する協定」を締結します。

### 1 協定の相手方

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木 信博 氏

所在地：北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号

支援実績：平成30年西日本豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年九州豪雨災害、令和4年新潟豪雨災害、令和4年能登半島地震 他

### 2 協定締結式について

① 日時：2026(令和8年)3月16日(月)14時00分から

② 場所：明石市役所本庁舎 3階 303応接室

③ 出席者：一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木 信博 氏

株式会社S I C(ムービングハウス協会会員であり連絡窓口となる事業所)

代表取締役 芝本 忠雄 氏、執行役員 中川 貢 氏

明石市 市長 丸谷 聡子

### 3 協定の概要

災害時には県内外から多数の応援職員が派遣されることが想定されるが、市内には宿泊施設が少なく、宿泊先の確保が課題となっている。本協定により、発災後に兵庫県内の日本ムービングハウス協会会員である株式会社S I Cを通じ、協会からムービングハウスを優先供給していただくことにより、他自治体からの応援職員宿舎として活用し応援職員の支援環境を確保することにより、迅速な復旧復興につなげようとするもの。